

契約のルールを学ぼう！

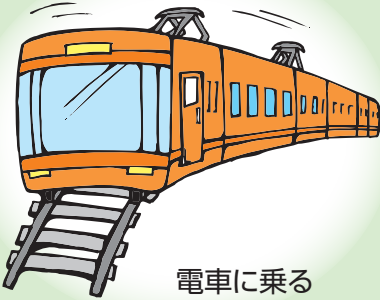
そもそも「契約」ってなに？

僕たちは日常生活のなかで、
いろんな契約をしているん
だよ。

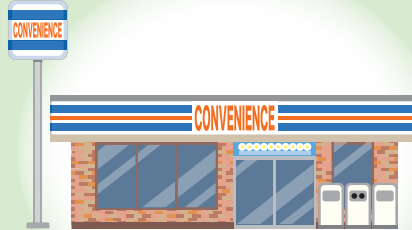


契約書に名前を書いたり、
ハンコを押したことはないけど…？

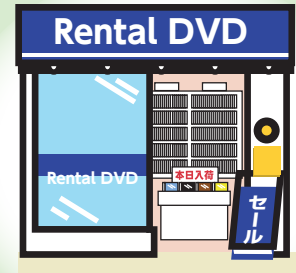
◆日常でよくしている契約の例◆



電車に乗る



コンビニでおやつを買う



レンタルショップでDVDを借りる

◆契約とは・・・

お互いに守らなければならない法律上の責任が伴う約束

契約はいつ成立する？

買主「これを買います」（申込み）

売主「売ります」（承諾）

→契約が成立（口で伝えただけでも成立）します。

※いったん契約が成立すると、お互いに守る義務が生まれ、
正当な理由なしにキャンセルできません。



お店でチーズバーガーを注文
したけど、やっぱりテリヤキ
バーガーが食べなくなっちゃ
った。商品は変更してくれる
かな？

最初の注文に、お店の人が「わ
かりました」と言った時に契
約が成立しています。
お客様の都合で一方的に変
更できませんが、お店が応じ
てくれば変更できます。



契約前には内容を確認しましょう

※いったん契約が成立すると、正当な理由がない限り、
一方的にやめることはできません。

※契約の内容や条件をよく確認しましょう。



契約をやめることができる場合

◆クーリング・オフとは・・・

- 一定期間であれば無条件で契約解除ができる制度。（理由は必要なし。）
- 訪問販売や電話で誘われて商品を買ってしまったなど、不意のセールスに**じっくり考える時間を持てないまま結んでしまった契約が対象**。
- インターネットを利用した通信販売など自分から申し込む契約の場合、クーリング・オフはできない。自分でお店に買い物に行った場合も対象外。
- クーリング・オフするには、契約を解除することを、はがき等の書面で期間内に通知する必要がある。
- クーリング・オフすると、受け取った商品を返品し、支払った代金は全額返金される。



◆若者がトラブルにあいやすい販売方法とクーリング・オフ期間◆

販売方法	特 徴	期 間
訪問販売・キャッチセールス・アポイントメントセールス	突然家に販売に来る、突然路上で声をかけられる、突然電話があり呼び出されるなど、不意打ち的に勧誘される	8日
継続的なサービス	美容医療、エステティックサービス、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室等	8日
マルチ商法・ネットワークビジネスなどの連鎖販売取引	先輩や友人、SNSで知り合った人などから、「すぐにもうかる」、「人を紹介するとバックマージンが入る」などと誘われる。最初の名目は様々だが、金銭的負担を求められる。	20日

契約書を
もらった日から



3日前に、お店にTシャツを買いに行ったんだけど、昨日別のお店でもっと欲しいTシャツを見つけたんだ。
3日前に買ったTシャツはまだ使っていないし、クーリング・オフできるかな？

お店での購入は、キャッチセールスやアポイントメントセールスを除き、**クーリング・オフの対象外**です。
返品を認めてくれるかは、お店と相談し、了解してもらう必要があります。



◆クーリング・オフ以外で、契約はやめられる？

クーリング・オフ以外でも、次のような場合は契約を取り消すことができます。

- うそをつかれた。
- 重要なことが説明されていなかった。
- 契約しないことを伝えても、帰らせてくれなかった。
- 未成年者が親の同意を得ずに、おこづかいで払えない金額の契約をした。（未成年者に適用される契約の取消権）



それぞれのお店の
返品ルールを
よく確認だ！